

第 6714 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 1日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 在庫の評価損

Q：コロナの影響で、在庫が山のようにあります。評価損を計上することはできますか？

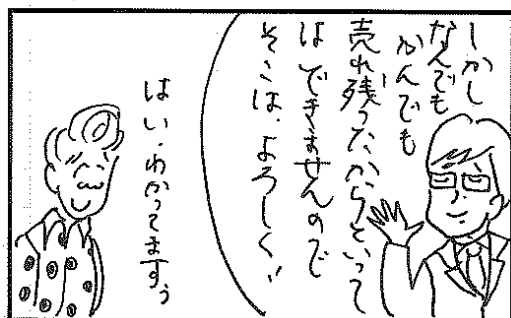
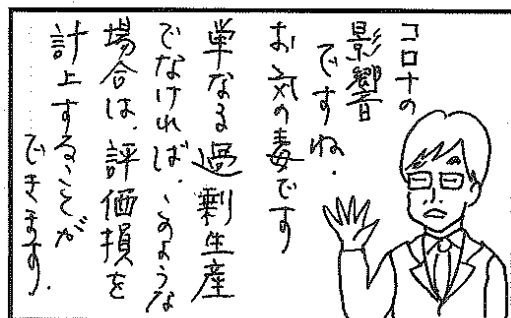
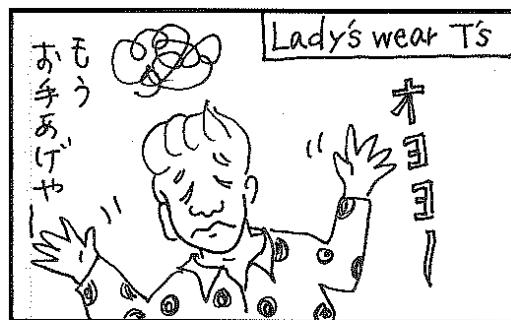
A：単なる過剰生産ということであれば、評価損を計上することは認められません。

【解説】

棚卸資産の評価損は、原則として計上することができませんが、次の事実が発生した場合において、時価が帳簿価額を下回ることとなったときは、損金経理により帳簿価額を減額し、評価損を計上することができることとなっています。

- ①災害による著しい損傷
- ②著しい陳腐化
- ③会社更生法等の規定による更生計画認可の決定による評価替え
- ④破損、型崩れ、たなぎらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったこと
- ⑤民事再生法の規定による再生手続き開始の決定があったことによる評価替え

この場合の著しい陳腐化とは、たとえば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の時価で販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであることが該当するとされており、単に過剰生産や物価変動などの事情によって低下しただけでは評価損を計上することは認められません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】